

茨城県央環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

令和6年4月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 茨城県央環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、茨城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年茨城町条例第22号）に規定する職員の勤務時間、休暇等に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。